

愛川町教育委員会

平成26年7月28日

愛川町教育委員会 7月定例会会議録

- 1 会議日程 平成26年7月28日（月）
午後2時00分から午後4時09分
- 2 会議場所 愛川町役場2階201会議室
- 3 議事日程 日程第1 会期の決定について
日程第2 前回会議録の承認について
日程第3 教育長報告事項について
（1）教育長報告事項
日程第4 平成27年度使用教科用図書採択について
日程第5 その他
（1）県外交流事業参加者名簿について
- 4 出席委員 委員長職務代理者 井上正博
教育委員 平田明美
教育委員 榮利隆一
教育長 熊坂直美
- 5 説明を要した者及び議事録作成のため出席した者
教育次長 佐藤隆男
参事兼教育総務課長 沼田孝作
生涯学習課長 山田正文
スポーツ・文化振興課長 小島義正
教育開発センター指導主事 井上真彰
指導室指導主事 藤本謹吾
指導室指導主事 板橋康史
教育総務課副主幹 馬場貴宏

◎開会

- （井上委員長職務代理者） 皆さん、こんにちは。

ただいまの出席委員は4人であります。定足数に達しておりますので、愛川町教育委員会7月定例会は成立いたしました。よって、これより開会いたします。

それでは、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりでありますから、ご承知願います。

これより日程に入ります。

◎日程第1

- （井上委員長職務代理者） 日程第1、会期の決定についてを議題といたします。

本定例会の会期であります。本日1日と定めたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

- （井上委員長職務代理者） ご異議ないものと認めます。

よって、本定例会の会期は本日1日と決定いたしました。

◎日程第2

- （井上委員長職務代理者） 次に、日程第2、前回会議録の承認についてを議題といたします。

前回、6月定例会分でございます。会議録につきましては既に配付のとおりであります。

これより質疑に入ります。

ご意見、ご質疑がありましたら、お願いをいたします。

よろしいですか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

- （井上委員長職務代理者） ご異議ないものと認めます。よって質疑を終結いたします。

これより表決に入ります。

日程第2、前回会議録の承認についての採決をいたします。

本案を原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

- （井上委員長職務代理者） ご異議ないものと認めます。

よって、日程第2、前回会議録の承認については、原案のとおり承認されました。

なお、定例会終了後に会議録署名原本をお回しいたしますので、委員の方は署名をお願いいたします。

◎日程第3

○（井上委員長職務代理者） 次に、日程第3、教育長報告事項についてを議題といたします。

（1）教育長報告事項の説明をお願いします。

——教育長より詳細について説明——

○（井上委員長職務代理者） これより質疑に入ります。

（1）教育長報告事項について、お聞きしたいところなどありましたらお願いいたします。特によろしいですか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○（井上委員長職務代理者） ご異議ないものと認めます。

よって、（1）教育長報告事項については、教育長報告のとおりご承認をお願いいたします。

日程第3、教育長報告事項については、以上とさせていただきます。

◎日程第4

○（井上委員長職務代理者） 次に日程第4、議案第8号「平成27年度使用教科用図書採択について」を議題といたします。

議案審議に先立ちまして、これまでの経過について事務局から説明をお願いいたします。教育長。

○（熊坂教育長） 議案第8号「平成27年度使用教科用図書採択について」でございますが、4月の定例教委において、愛川町教育委員会の方針を決定いただいて以来、事務を進めてまいりました。この後、担当のほうからこれまでの経過等につきまして報告をいたしますので、ご審議の上、平成27年度使用教科用図書の採択をお願いいたしたいと思っております。

なお、法律により、当該採択地区内の市町村教育委員会は、種目ごとに同一の教科用図書を採択しなければならないということになっておりますので、清川村もきょう、採択を行っておるわけですが、その結果によりましては、両方の教育委員会で違った場合には協議をしなければいけないということがあります。これについては明日を予定しておりますが、ご承知おきいただきたいと思います。

よろしくお願ひいたします

- （藤本指導主事） 資料の1ページをごらんください。

本日採択をいただきますのは、そこに書いてあります3つ、学校教育法第34条による小学校用教科用図書、これは平成27年度から平成30年度までの使用でございます。2点目が学校教育法第49条による中学校教科用図書（平成27年度使用）についてでございます。3点目が学校教育法附則第9条による町立小・中学校の教科用図書（平成27年度使用）の3つでございます。

このうち平成27年度使用小学校教科用図書の採択に当たりましては、資料の2ページでございますが、過日、定例教育委員会で採択いただきました愛川町教育委員会としての採択方針に基づきまして、清川村教育委員会とともに、愛甲採択地区協議会を設置し、採択権者としての権限と責任において、適正かつ公正な採択ができるよう努めてまいりました。

また、資料の6ページになりますが、そこにあります日程のとおり、先日、愛甲採択地区協議会を7月22日に開催いたしましたので、その協議会で出されましたご意見等を踏まえまして、最適な教科書が教育委員の皆様協議の中で採択されますよう、よろしくお願ひをいたします。

なお、事前にお渡しをしております愛甲採択地区協議会調査委員作成の調査研究報告書、A3判のもの。また県の調査研究の結果、そして愛甲採択地区協議会の検討意見一覧等の資料をご参照の上、ご協議をいただきたいと思ひます。

さらに中学校用教科用図書並びに特別支援学級の児童生徒が使用することができます、いわゆる附則9条本の採択につきましても、あわせてご協議の上で採択されますよう、よろしくお願ひをいたします。

説明は以上です。

- （井上委員長職務代理者） それでは議案審議に入ります。

議案の審議に当たりましては、小学校用、中学校用、学校教育法附則第9条の規定による教科用図書の順で行います。

まず、採択替えとなる小学校用につきましても、各種目の報告を受けて協議を行い、採択を決する方向で進めたいと思ひますが、いかがでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

- （井上委員長職務代理者） また関連のある国語と書写、社会と地図につきましても、それぞれあわせて報告を受け、一括協議をお願ひいたしたいと思ひますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○(井上委員長職務代理者) ご異議ございませんので、審議に入りますが、事務局から何か補足説明ありますでしょうか。

○(藤本指導主事) 報告につきましてでございますが、まず種目ごとに担当の指導主事から、現在使用している教科用図書の発行社名、そして平成26年度愛甲採択地区協議会の意見集約の結果、そして平成26年度愛甲採択地区協議会の協議等で出ました主な意見の3点をお話いたしますので、その後、質疑と協議を経て採択をしていただきたいと思います。

さらに、平成26年度のこの採択地区協議会の意見集約の結果の集約方法につきまして、若干ご説明を申し上げます。検討意見の一覧のところになりますが、発行社が5社以上ございます国語、書写、算数、理科、生活、保健、この種目につきましては第一推薦と第二推薦の2社を原則推薦いただいております。そして、第一推薦につきまして2ポイント、第二推薦を1ポイントと重みづけをして総計をしております。結果につきましては検討意見一覧の1、2枚目に記載がございますので、ご参照いただければと思います。

補足説明は以上でございます。

○(井上委員長職務代理者) それでは国語と書写から始めます。

国語と書写につきましては関連がございますので、一括して審議させていただきます。事務局からの報告をお願いします。

○(藤本指導主事) 国語と書写について報告をいたします。

国語ですが、現在使用している発行社は光村図書であります。愛甲採択地区協議会では採択の対象となる教科書発行社5社のうち、大多数の委員が光村図書を第一推薦に挙げておりました。委員の主な意見といたしましては、言語活動例が網羅されており、見通しを持った活動ができる。単元の構成、配列等が工夫され、学習内容をつかみやすい。本の紹介が豊富で、子供たちの読書の興味を広げられる等が出されております。

次に、書写についてご報告いたします。

現在使用している発行社は光村図書であります。愛甲採択地区協議会では採択の対象となる教科書発行社6社のうち、ほとんどの委員が光村図書を第一推薦として挙げておりました。委員の主な意見といたしましては、鉛筆の持ち方が具体的でわかりやすい。発達段階に応じた構成となっている。他教科と関連した資料がある等が出されております。

国語・書写についての報告は以上でございます。

○(井上委員長職務代理者) これより質疑に入ります。

国語と書写について、ご意見、ご質問がありましたら、お願いします。

榮利委員。

○（榮利委員） 最初に質問というか、お伺いしたいことがございまして、今回は国語が光村、書写も光村となっています。愛甲採択地区では、東京書籍も一部いいんではないかという話も出ていますので、国語の教科書と書写の教科書が違った場合、どういう弊害が生じるのかということをお教えいただきたいんですが。

○（藤本指導主事） 教科書、国語と書写では発行社が違うものというのは当然でございます。そここのところは委員のほうの研究の中では、基本的に違う発行社であっても、国語と書写の学習そのものに支障はないであろうとの組み合わせだということはおっしゃっていただきました。ただし、ありましたのは、例えば光村図書でいいますと、低学年のうちに書写で習う文章が国語の教科書にも出てきているというのは、連携性があってよいのではないかという意見も出ておりました。

以上でございます。

○（榮利委員） わかりました。

○（井上委員長職務代理者） はい、教育長。

○（熊坂教育長） 国語に限らず、今、言語活動というのが非常にどの教科も重視されてきているというようなことがございます。そういうようなことも観点に含めながら、いろいろ考えていく必要もあるかなということをおっしゃっているわけですが、その辺で子供たちがそういうのがなるべく端的にわかりやすいものがあるのかなという観点の一つを持ちました。そういうことでいきますと、協議会での意見があったようなところでいうと、現在も使っているわけですが、光村図書でどうかなということ。

それともう一つは書写のほうですが、今の子供たち、なかなか鉛筆をきっちり持てないというのが常々あるわけで、その辺のところは、1年生に限ってのことですが、そういうところの基本がきちんとしていることがまず大事かなということで、書写も光村図書でどうかなという意見を持ちました。

私の意見でございます。

○（平田委員） 私も今、教育長がおっしゃったとおり、光村図書が書写も両方とも、教科書もいいかなと思うので。私の場合は仕事柄、書道塾をしていますので、この鉛筆の持ち方というのが非常に、1・2年生に限らず、高学年になってもひどい子がおります。それが低学年のときからしっかり身につけさせてもらえるということは、私にとっても仕事柄、非常に

助かるかなというのは正直、思います。本当に恥ずかしい。このまま小学校を卒業して、中学校、高校、このままの持ち方でいいのというお子さんがたくさんおります。これが私の現場のほうの意見なんですけど、そういう意味では光村図書さんのほうでは、それをかなりわかりやすく、いろいろ表示してありますので、よろしいんじゃないかなと、私はそのように思います。

- （榮利委員） ちょっと細かいことで申しわけないんですけど、1年から6年までの教科書本の構成について、どれがいいというのはないんだと思うんですけど、愛甲採択地区協議会の中では5社あるんですけど、一人の方の意見が出ているのもあれば、ゼロというのがなくて、見ていくと、例えば三省堂は1年生は上下で、2年から6年までは1冊なんですよ。あと東京書籍さんと光村図書さんは同じ構成で1年から4年までが上下で、5年、6年は1冊ずつというふうになっているんですね。そうして考えたときに、これは特に内容を重視していけば、この構成というのは余りにしなくていいんですかね。その辺はちょっと難しいなと思ったんですけど、明解でなくてもいいから、やっぱり内容を重視したほうがいいんですよ。私はそう思っているんですけど。
- （藤本指導主事） 確かに採択地区協議会の調査の中で、分冊の構造なんですけど、特に全ての学年が上下2冊とか、あるいは高学年で1冊ということについて特に目立った意見というのは出ておりません。ただ5・6年で分冊になっていないことについては、やはり年齢的にも、力的にもあるために、持ち運び等も問題がないというような判断はあるんじゃないかなというような。ただ特に分かれていることの中で、それが内容と直結するような話は出ておりませんでした。
- （榮利委員） わかりました。
- （井上委員長職務代理者） ほかにいかがでしょうか。
- （榮利委員） 最終的に私の考えを發表させていただきたいんですが、私は国語も書写も光村図書がいいのではないかとこのように考えています。「話すこと、聞くこと、書くこと、読むこと」って見てみますと、やはり国語は読むことということが読めるというか、読むことが大事になってくるので、その教材数も光村は多いです、先ほど出ましたけれども、言語活動と関連したいろいろな例示が出ているんですね。それから具体的に学習内容をつかめることができる。それから単元の編成自体が前の単元をやって、次につながる時に生かせるようになっているというのは、国語をやっていく上でつながりが非常にあったほうが覚えやすいですし、学びやすいなという気がしておりますので、私は国語は光村図書、書写は光

村図書を推薦したいと思います。

- （井上委員長職務代理者） いかがでしょうか。意見、質問等はほかにはございませんか。

協議会の委員のかなり多数の方が光村、国語と書写について推薦しているということもありますので、これを尊重したいと思います。

ほかにはないようでしたら、質疑を終結いたしたいと思いますが、よろしいですか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

- （井上委員長職務代理者） ご異議ないものと認めます。よって質疑を終結いたします。

国語、書写について、皆様のご意見を総合的に判断させていただき、国語の教科書を光村図書、書写の教科書も光村図書といたしたいと考えますが、いかがでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

- （井上委員長職務代理者） それでは、国語は光村図書、書写は光村図書を採択いたすことに決定いたしました。

次に、社会と地図について、一括して審議いたします。

事務局から報告をお願いします。

- （井上教育開発センター指導主事） 初めに社会について報告いたします。

現在使用している発行社は東京書籍であります。愛甲採択地区協議会では、採択の対象となる教科書発行社4社のうち、大多数の委員は東京書籍を推薦しておりました。委員の主な意見といたしましては、問題解決型の学習スタイルが意識されている。中学校への系統性も意識されている。具体的な事例や資料が豊富に取り上げられている、等が出されております。

次に地図につつまして報告いたします。現在使用している発行社は帝国書院であります。愛甲採択地区協議会では、採択の対象となる教科書発行社2社のうち、大多数の委員が帝国書院を推薦しておりました。委員の主な意見といたしましては、地図を通した学びという点ですぐれている。統計資料について情報量が豊富である。色合いが鮮明で見やすい等が出されました。

社会と地図についての報告は以上でございます。

- （井上委員長職務代理者） これより質疑に入ります。社会と地図について、ご意見、ご質問がありましたら、お願いします。

- （熊坂教育長） 地図のほうですが、東京書籍が大判ですね。このことについて協議会、あるいは、協議会の中で何か反対論がありましたでしょうか。

- （井上教育開発センター指導主事） これが実際の地図帳ですが、これがそのサイズでござ

います。今の時代は机に関しても、持っていくランドセルに関しましても大きくなってきていますので、この地図帳が大きくなったことと、見やすくなったということとはどうしても重なってしまいますけれども、見やすさというものを優先して考えたときに、このサイズが大きいということに関して、これがマイナスの原因になるという意見はございませんでした。

- （井上委員長職務代理者） ほかにいかがですか。
- （榮利委員） ちょっと勉強不足で申しわけないですけど、前回やったときにユニバーサルデザインという言葉が余り出てこなかったような気がしているんですけど、今回、小学校の教科書採択の中には、特に社会とか理科、あと何教科かありましたかね。ユニバーサルデザインという話が出てきて、見やすさを追及するということが出てきているんですけど、これは全体的な教科書の流れなんですかね。その辺どういう理由で、こういうふうにしたのかというのも含めて教えていただきたいんですが。
- （藤本指導主事） ユニバーサルデザインにつきましては、今委員がおっしゃったように時代の流れといたしますか、インクルシブ教育、全ての子供たちが同じ環境での学習をというようにもございますし、一つにはユニバーサルデザインというのほどなたか特定の児童生徒に配慮してというわけではなくて、その手法をとることが全ての児童生徒にとってわかりやすい、見やすいというようなものをユニバーサルデザインという形で捉えております。

そのような中で具体的に申しますと、例えば書体の部分で、縦横の線の太さが同じぐらいのほうが捉えやすいというような考え方もございまして、そういう書体を使うこととか、あと色合いの配慮ということで、組み合わせ方ですとか、配色の関係、それから見え方の度合いが違うような色をなるべく使わずに印刷をするということは、基本的には各社とも取り組まれていることになると思います。県のほうの報告書では、そのあたり詳しく書いてありますが、基本、どの発行社さんもそのあたりは踏まえてつくられているという感じになっていると思います。

以上です。

- （榮利委員） そうですか。わかりました。
- （平田委員） 非常に簡単なお尋ねをしてしまうんですけど、東京書籍のほう。見開いたときに本文が中央下段に集約してあるというのが、そのように必要なものなのでしょうか。いろいろな内容なんですけど。
- （井上指導主事） この教科書の特徴の一つとして、非常に視覚的な資料が多いというのがございます。このときに、視覚的な資料を上に見て、それをもって下に文章を読んでいくと

いう意味で、この配置がよろしいかと思えます。

- （平田委員） 見た目の問題と、目から見るものと内容が一致するということですか。
- （井上指導主事） はい。おっしゃるとおりです。
- （井上委員長職務代理者） いかがでしょうか。

私のほうからちょっとありますけど。教科書というのは基本的には教員が使いやすい、教員がどう使うかというの也有ありますが、やはり児童が使っていくときに、いかに使いやすい教科書、わかりやすい教科書であるかがとても大事だと思うんです。そういった意味ではこの検討委員会の中の意見の中で、課題追及を大切にした構成となっているため、児童が学習の流れをつかみやすいと思われるというような意見が出ているということで、私はここに注目したいと思います。やはり調査委員の方が、これはこういうふうになっているということは子供にとっていいんじゃないかという意見なんで、そこを尊重したいというふうに思いますので、この東京書籍の教科書についてはいいんじゃないかなというふうに思いました。

ほかによろしいでしょうか。

はい、教育長。

- （熊坂教育長） 意見のほうを。今回、教科書の内容は調査、研究一覧を見ていますと、どこも全部それほど違いなく網羅がされてきているなということで、例えば前回のときは余り領土の問題、取り上げが薄いところもあったわけですが、今回はどこもそういうのが出てきているということで、内容の面ではそれほど違いがなくなっているのかなというのが一般的感想です。ただ、先ほど委員長職務代理がおっしゃったようなところで、やはり子供のほうの関係でいって、社会科では問題解決学習をしっかり身につけて、社会参加の一番もとになるところですので、そんなところを考えながらやっていくことで、東京書籍のほうがいいのかなというような感じも一つしております。

それから地図のほうは自分たちも使って見やすいというのがあって、先入観はいけないんでしょうけど。資料もたくさんあったりする中で、帝国でどうかな。東京書籍もいろいろ工夫がされているんですけど、ぱっと見たときにまだまだちょっと違う感じを受けたりするところが、私としてはあるということで、地図のほうは帝国でどうかなというような感想です。

- （榮利委員） 私も意見を述べさせていただきたいんですが、まず社会科の教科書のほうですけれども、問題解決型というのは、これは非常にいいと思うんです。これは要するに今盛んに言われているPDCAを回せ、問題解決型というのはそういうストーリーを踏んで、起こった問題に対して、プラン・ドゥ・チェック・アクションで解決していくという、一般的な

問題解決法なんですね。これを使っているということは、やはり自分でいろいろわからなかったり、どうしてこうなっているんだろうといったときに、きちんとそれをP D C Aで回していけば、きちんとアクションをとって次につなげるということができるので、やはり私はそういう意味で東京書籍が社会科の教科書としてはいいんじゃないか。

それから地図のほうですけれども、やはりこれは見やすさですね、見やすさ。それもあるんですけど、その次に地図を見ながら、関連のいろいろな資料を見ることができるというのはやはり帝国書院のほうがいいかな。グラフや図の数にしても、東京書籍の約倍ぐらい載っていますからね。90近い数が載っていますし、写真なんかは同じぐらいですけど。やはりこの見やすさと地図を見ながら関連の資料を見ることができるということで、私は地図は帝国書院がいいんじゃないかなというふうに思いますけども。

以上です。

- （井上委員長職務代理者） 私も先ほど申し上げたように、子供にとってどうかというところはとても大事にします。そういった意味では地図のほうについては東京書籍さんのほうが大きくて見やすいとか、子供が初めて地図を学習するときに向いているという意見もありますけれども、一方で帝国書院のほうの意見の中では、地図学習を進める上での基本的な学び方というんですか、地図の使い方と、基本的な押さえがしっかりされているというところあたりは評価したいなというふうに思いますので、地図については東京書籍のほうもいいんですが、帝国書院のほうを推薦したいというふうに思っています。

ほかにいかがでしょうか。よろしいですか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

- （井上委員長職務代理者） それでは特にほかに質疑がありませんので、質疑を終結いたしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

- （井上委員長職務代理者） ご異議ないものと認めます。よって質疑を終結いたします。

社会と地図につきまして、皆様のご意見を総合的に判断させていただき、社会の教科書を東京書籍、地図を帝国書院といたしたいと考えますが、いかがでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

- （井上委員長職務代理者） それでは、社会は東京書籍、地図は帝国書院を採択いたすことに決定いたしました。

次に、算数について、報告をお願いします。

○（板橋指導主事） 現在使用している発行社は、東京書籍であります。愛甲採択地区協議会では採択の対象となる教科書発行社6社のうち、ほとんどの委員が第一推薦として、また他の委員も第二推薦として東京書籍を挙げております。

委員の主な意見といたしましては、図や式などの算数的表現を生かした言語活動例がとても充実している。算数的活動が多く取り入れられている。学習の系統性や発展性が工夫された構成となっている等が出されました。

算数についての報告は以上でございます。

○（井上委員長職務代理者） これより質疑に入ります。算数についてご意見、ご質問がありましたら、お願いいたします。

○（平田委員） 質問というよりも、逆にこれだけ東京書籍さんがいいことが全部はまってしまっていると、どこを逆に言ったほうがいいのかと、私さっき教科書を拝見してきたんですけど、昔と違いまして非常ににぎやかな、今はこうなのかと見てまいりましたけど、わかりやすい色どりと配置の仕方も確かにそれは見てまいりましたけれども、正直言ってほかの会社というか、出版会社の方と比べて違うというのはそれなりの良いものを非常に多く取り入れているというのが感じられる東京書籍さんなのかと思います。これだけいい内容になってしまっていると、子供が頑張らなければいけないのかと思って思いますが。先ほど委員長がおっしゃったとおり、指導している教育者のほうがやりやすい面も非常に取り入れてあるように見受けられましたし、そういう意味では私は早い結論を出してしまっていて、これでよろしいのではないかと思います。

○（榮利委員） 質問なんですけど、東京書籍と啓林館を比較すると、先ほども申し上げましたけど、教科書構成がちょっと違うんですね。この点について、協議会の中で何か意見等出されましたでしょうか。ありましたら、聞かせていただきたいんですが。

○（板橋指導主事） 東京書籍と啓林館とで直接比較というような形での意見はなかったと思うんですが、東京書籍のほうの単元構成については系統性と発展性というところについてのご意見はあったかと思います。

○（榮利委員） もう1つ質問したいんですけど。前回のときに、算数で言語活動をどうするんだいという話がかかなり出ていたんですよ。今回の小学校の教科書を見ると、ほとんどあらゆる分野においてこの言語活動という話が載ってしまっていて、それを意識して、教育基本法の第2条の項目に対しても、どこの会社さんも万遍なく入れてきているんですけど、算数と言語活動ということについて、協議会の中で何か意見が出ましたか。優劣があるねとか、ここ

の教科書は使いやすいねとか。そういった意見が協議会の意見の中に余り言語活動があつていいなというのがなかったものですから、算数は果たしてどうなのかなというところを聞きたくったんですけど。特になければいいですよ。

- （板橋指導主事） 言語活動については、今委員さんがおっしゃられたとおり、本当に各社とも記載があり、非常に充実しているという意見も出されました。その中で特に東京書籍については特徴的であるという意見がその中で出されたかと思っております。
- （榮利委員） 今のは具体的にいうと、学校訪問なんかに行くと、この答はどうやって出しましたか。誰々君、説明してくださいってやっていますね。それに対して、皆さんどう思いますか。それに対して、賛成です、私はこう思います。それがつながっていくわけですね。そういうことを東京書籍の中では活動例を使ってやっているからいいという言い方ですよ、この採択協議会の意見は。
- （板橋指導主事） そうですね。具体的に調査委員さんのほうの例示されたページも、複数の子供たちが意見を戦わせているようなところの例示があつて、そういう部分が実際の活動、教育の現場の中でも使いやすいということのご意見でした。
- （榮利委員） はい、わかりました。
- （井上委員長職務代理者） 今の話で相当、東京書籍のほうの検討、意見の中では言語活動例、算数的表現を生かしたとか、言語活動例が非常に示されているとかいうのは、かなり多くの方が出しているということは相当特徴的な教科書になっているんだろうと思いますね。
- （平田委員） ということは、やはりコミュニケーションが必要だからという意味での言語活動というものが、わかりやすく言えばそういうことですよ。みんなと話し合いして、自分の意見もそうだけれども、活字を追っているものではなく、ここに話し合いをしながら一つの答を出すというのかしら、そういうことも授業の教科書の中では大切という意味で受けとめてよろしいですか。この言語活動もろもろのことに関しては。
- （板橋指導主事） これは協議会の中の意見とか、そういうことではないかなと思うんです。けれども、今の算数の方向というのは、一つの課題に対して子供たちが意見を戦わせたり、いろいろな考え方があるんだということを授業の中で、そういう部分を含めて学習することで、一つの解き方だけで、Aとやったら、こういう順番。昔だと一つの順番だけを踏んでやればオーケーという算数だったんですけど、そうではなくて、いろいろな道筋から行くことを想定した授業の展開というのが重視されていることで、その中で言語活動というのはとても大切だというふうに言われているかと思います。

- （平田委員） わかりました。
- （井上委員長職務代理者） よろしいですか。特にほかに。
- （熊坂教育長） 意見を。算数、中学へ行けば数学ということになるんですが、一つには算数、数学は系統性の教科だと言われていています。それは積み重ねをしっかりとしていかないと、いろいろなことの考えがしっかりまとまっていかないということがあるわけで、それともう一つは算数を日常で考えると、それほど高度なものはないんですけど、基本のものをしっかりと勉強させるということが大事で、中学へ行って、掛け算、九九ができないようでは困る。そういう部分もあるわけです。そういう意味ではいろいろな会社の教科書が、そういうところはこまめにきちんとされてきているなということがあります。

それともう一つは、今まで私も数学の、中学の教員をやっていたのであれなんです、余りにも知識を覚えさせることを中心でやってきた。これがよかったのか、悪かったのか。自分の反省も含めて考えると、やはり相互に意見交換をする中で、数学的思考を詰めていかなければいけないのかということ。それがひいては、大人になっていろいろな分野できちっとした論理的に説明ができたり、考えをまとめたりするところに伝わっていくのかなと、そんなことを思っています。そういうところで系統性のことだとか、それから算数的表現だとか、そういうことが協議会の中で東京書籍をかなり評価されている部分があるわけで、そういう中でほかの教科書も特色があって、きちんと基本を学ばせようというものもあるんですが、そのところを協議会の意見を尊重したい、そんなことを思っております。

以上です。

- （榮利委員） 私も、これは意見なんですけれども。やはり算数の教科書は東京書籍かな。協議会の意見の内容も随分見させていただきましたし、やっぱり算数はきちんと基本をやっていないといけないなという気がしますので、東京書籍を推薦したいと思います。
- （井上委員長職務代理者） これにつきましても、委員の大多数が東京書籍のほうを推薦していくということもありますし、検討の意見も非常に多いということで、やはり東京書籍でよろしいかなというふうに思います。

ほかにご意見、ご質問ありませんか。よろしいですか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

- （井上委員長職務代理者） それではほかに質疑がありませんので、質疑を終結いたしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

- （井上委員長職務代理者） ご異議ないものと認めます。よって質疑を終結いたします。
- 皆様のご意見を総合的に判断させていただき、算数の教科書を東京書籍といたしたいと考えますが、いかがでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

- （井上委員長職務代理者） それでは、算数は東京書籍を採択いたすことに決定いたしました。

次に、理科について、報告をお願いします。

- （板橋指導主事） 現在使用している発行社は、大日本図書であります。愛甲採択地区協議会では採択の対象となる教科書発行社5社のうち、ほとんどの委員が第一推薦として、また他の委員も第二推薦として大日本図書を挙げておりました。

委員の主な意見といたしましては、問題解決への道筋が順序立てて示されている点、それから、実験器具の使い方のページが工夫されており、使いやすいという点。実験や観察を重視した構成となっている等が出されました。

理科についての報告は以上でございます。

- （井上委員長職務代理者） これより質疑に入ります。理科についてご意見、ご質問がありましたら、お願いいたします。

- （榮利委員） 啓林館のところに別冊がついているんですが、使いやすさなんていうのはどうなんですか。

- （板橋指導主事） その点について、委員会の中でも意見がありました。

別冊についてどうなのかということなんですが、学習の初めの場面とか、まとめの場面で使うような使い方となっているということで、書く活動が多いので、言語活動としてはすごく充実することが予想される。ただ、資料の保管。要するにばらばらになってしまうということとか、重さの部分とかでちょっと課題があるかな。それからあと授業実習の中で、その部分のやはり書く活動というのは時間をとりますので、その部分をしっかり計画を立てて指導をしていく必要性はあるという意見が出されました。

- （榮利委員） ありがとうございます。

- （井上委員長職務代理者） いかがでしょうか。ほかに。よろしいですか。

- （榮利委員） 意見を述べさせていただきますけれども、私は理科は大日本図書がいいんじゃないかな。やはり一時、前、理科離れというか、そういう話があって、もっと力を入れたらという話が教育界にもありまして、それで各教科書の会社さんがいろいろ工夫を重ねてき

て、大日本図書のこの実験機材の使い方がわかりやすい。実験だけじゃないんですけど、見て、きちんとわかる。それから問題解決までの道筋がわかりやすい。図や写真の工夫がされている。この3点が非常に私にはいいと思います。ページ数も一番少ないんですね。679ですから。やはりコンパクトにまとめられている。内容も非常にいいと思うので、私は大日本図書を推薦いたします。

- （平田委員） 私は最終的には大日本図書が一番内容的にいいかなと思うんですけど、一つ気になることは教育出版のほうで、「自主的に見て、興味を持たせることができる」という文言があるんですね。こういうものが大日本図書のほうにはないんです。子供にとって自主的に見て、興味を持たせることができるというのは、非常にこれは教える先生たちの指導力につながりますが、大日本図書は工夫されているという文言がたくさん出ているんですね。私のお尋ねしたい点は、工夫をされている点と興味を持たせる点の違いの質問はなかったのでしょうか。
- （板橋指導主事） これは検討委員会の中では、その部分については特にまず意見として出ませんでした。
- （平田委員） なかったですか。出ませんでしたか。
- （板橋指導主事） はい。委員会の中では特にそこについては触れられませんでした。
- （平田委員） はい、わかりました。
- （井上委員長職務代理者） はい、教育長。
- （熊坂教育長） 数学と似たようなところで、問題解決ということがありますが、数学の場合は思考の中でやるのが結構多いわけです。理科のほうはそこへいくとまずは実験がたくさんできる部分があって、そういうことを通しながらやるのが大事だろうというような感じがするわけですけど、その辺の実験器具の使いやすさとか、そういうことの説明がきちんとしているというようなことで、大日本でいいのかなというような感じを持ちました。
- （井上委員長職務代理者） 問題解決学習は理科に限ったことではなく、いろいろな教科で非常に大切にされているところだと思います。中でもとりわけ理科については非常に大きな意味を持つと思いますが、協議会のほうの委員の意見の中では、大日本図書の問題解決学習に触れている部分が4名の方、半数近くの方がそれに触れられている。東京書籍の場合はたまたまでしょうけども、お一人、教育出版がお一人ということで、この問題解決学習という部分もとってみても、大日本図書のほうがかなりいいというふうに推薦されてきているということを、私も尊重したいなというふうに思います。

ほかにご意見、ありますか。よろしいですか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

- (井上委員長職務代理者) それでは特にほかには質疑がありませんので、質疑を終結いたしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

- (井上委員長職務代理者) ご異議ないものと認めます。よって質疑を終結いたします。

皆様のご意見を総合的に判断させていただきまして、理科の教科書を大日本図書といたしたいと考えますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

- (井上委員長職務代理者) それでは、理科は大日本図書を採択いたすことに決定いたしました。

次に、生活について、報告をお願いします。

- (藤本指導主事) それでは生活科について報告をいたします。現在使用しています発行社は、東京書籍であります。愛甲採択地区協議会では採択の対象となる教科書発行社7社のうち、ほとんどの委員が第一推薦として東京書籍を挙げておりました。

委員の主な意見といたしましては、学習の狙いや流れがわかりやすく示されている。さまざまな家庭環境の児童へ配慮した単元内容である。児童の気づきを促す活動例が豊富である等が出されました。

生活についての報告は以上でございます。

- (井上委員長職務代理者) これより質疑に入ります。生活についてご意見、ご質問がありましたら、お願いします。

- (熊坂教育長) 地区の調査研究の結果の一覧の中で、東京書籍のところの1の中で、「さまざまな家庭環境の児童に配慮した構成である」と書いてあるんですが、具体的にはどんなことなのでしょう。

- (藤本指導主事) 「さまざまな家庭環境の児童に配慮」ということでございますが、生活科は1・2年生の教科書でございます、大体最後のほうで自分の成長についての発表ですとか、まとめですとかをするという単元がございます。具体的にその中で、自分で自分自身のことをいろいろと捉えて、それをもとにまとめていくというような活動をしているのが、東京書籍にもあるんですが、そのようなことです。何かと言いますと、例えば自分が生まれたときの様子ですとか、そういうものを他の発行社ではへその緒を持ってきたり、小さいとき

の靴だったり、哺乳瓶だったりを持ってきたりというような活動が示されているような発行社もあるんですが、現在、やはりいろいろと複雑な家庭環境の中でそういうものがなかったり、話が聞けなかったりというようなことがある中では自分自身で学習を進めていく手順を示しているというところが、さまざまな家庭環境の児童に配慮した構成だという説明がなされました。

以上です。

- （井上委員長職務代理者） よろしいですか。
- （榮利委員） 今の指導主事の話でいくと、子供にあわせられる教科書にしたということですか。環境なり、家族構成なり、生まれの生い立ちであったり。それは本当に正しい教育なんですか。協議会の中でそういう話は出ましたか。
- （藤本指導主事） その構成になっていることは確かにさまざまな家庭環境の児童に配慮したということであるというのは出ましたが、同時に今までの自分を育ててきてくれた環境への気づきとかいう面で、という質問だと思うんですけども、特にそこまで具体的にそういうものが逆になっていいのかというところの協議は出ませんでした。ただ、東京書籍さんの場合、逆にそういうものが全くなくてということではなくて、扱いとしては例えばおばあちゃんに話を聞いてみようとか、そういうつながりとかは持っていますので、そのバランスのことを恐らく「家庭環境に配慮した」ということで検討されたのだと判断します。
- （榮利委員） 低学年の2学年で、そのところが一番大事だとか、問題はその教科書を選ぶことを重視するんじゃないかと、1・2年生のうちにとりあえずいろいろなことを、基礎となることを教え、自分で学んで、少しでも生活のリズムを、例えばつくるとか、そういうことが大事だと思うんですけど、その辺の論議は出ていなかったですか。あくまでも教科書だけの論議になっちゃうんだらうね、やっぱり。中身がどうかという話よりも……
- （藤本指導主事） 内容構成としての協議になりますので。
- （榮利委員） そうだね。ちょっと出ないというのは残念な気がするけどね。
- （平田委員） それに付属したようなことをお聞きしたんですけど。この生活というのが一番何か難しい教科書とか、ものかなと思います。算数、理科、社会というのはある程度のいろいろなものが今までずっと見ているものですけど、生活科の今みたいに、いろいろなものがTPOが随分変わって、すり合わせているものがいっぱいありますから、受けとめ方もさまざまですし、そういう意味では今、榮利委員がおっしゃったみたいに、こうじゃなきゃいけないからこうなんだじゃなく、こういう角度もあるよというものが生活というような

ものなのかなと思うんです。それを教科書がこれじゃなきゃいけないと言われちゃうと、やっぱりその辺のニュアンス的なものが難しいというか、私の言っていること、おかしなことを言ってしまうかもしれないですけど、その教科書をこれにきなさいというのはなかなか大変なんだなというのが、私も何となく感じられます。

要するに返事が出てこないというのかしら。ある程度の基本的なものはこうなんですよ、こういう教科書なんですよというのがあるんですけど、それ以外にちょっと離れたときにはいろいろな家庭環境、いろいろなことが今さまざまにありますから、それにちなんだような教科書選びというか、何と言うのかしら。資料選びというか、そういう、わかっていますか。

- （藤本指導主事） 補足になるかわかりませんが、東京書籍の教科書ではそのようなものが基本的に、例えば写真とかで示されていないというあたりが評価だったようには感じます。ほかの発行社では具体的にへその緒の写真とかまで写ってしまっているために、これを用意しなければいけないのかというようになってしまっている意味であって、決してその活動をおろそかにしろという意味ではないとは思いますが、恐らくそのようなつくりということで配慮がされているという意見であって、榮利委員がおっしゃったような、そういうことに全く触れてはいけないとか、そういうこととはちょっと違うかなと思いますが。
- （熊坂教育長） もう一つ。東書のところにICTの活用例というのが書いてあるんですが、ほかの教科書はどうだったんでしょうか。ほかのところではそういう文言が調査、研究の一覧にはないんですね。
- （藤本指導主事） そのところにつきまして、具体的にほかにあるかないかというようなことでの議論等はありませんでした。基本的にはただこの報告の中では、他社と比べて特徴的である場合には書きますので、そういう面では東京書籍のこの4つ目の○かと思うんですけど、その辺あたりがほか等よりは際立った特徴だったというふうに捉えております。
- （熊坂教育長） ありがとうございます。
- （井上委員長職務代理者） 他社との違いということの観点でいくと、啓林館のほうの生活探検ブックが便利そうであるとか、いい評価がお二人の方がされているんですが、これは一つの特徴で、やはりこれぐらい、これ以上の推薦するような意見というか、そういう内容はなかったんでしょうか。
- （藤本指導主事） 今回生活科、かなりのところが別冊ですとか、巻末とかにそういういろいろな情報を添えていると思うんですけども、その面では啓林館、あと東京書籍もポケット

図画ということで、この2つはどちらも評価は高かったと思います。

○（井上委員長職務代理者） 総合的にいうと東京書籍のほうの推薦の項目が多いので、総合的にいうとやっぱり東京書籍になるのかなとは思いますがけれども。

○（平田委員） これは神奈川県のもですね、採択されたんですけど。これを拝見いたしまして、東京書籍さんのほうで、保護者への一言が入っているというものが、今、目に入りましたので、そういう意味では全体的に、内容的には、先ほどはちょっと辛口を申し上げましたけど、わかりやすく全体的な流れがとれているのが東京書籍であり、なおかつ最後に保護者への一言も配慮されているものが入っておりますので、そういう意味では事細かくちゃんとしているのかなって思いますので、東京書籍で私はよろしいかなと思います。

○（井上委員長職務代理者） よろしいですか。そのほか、質疑は。特にないですね。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○（井上委員長職務代理者） 特にほかに質疑がありませんので、質疑を終結いたしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○（井上委員長職務代理者） ご異議ないものと認めます。よって質疑を終結いたします。

皆様のご意見を総合的に判断させていただきまして、生活の教科書を東京書籍といたしたいと考えますが、いかがでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○（井上委員長職務代理者） それでは、生活は東京書籍を採択いたすことに決定いたしました。

次に、音楽について、報告をお願いします。

○（藤本指導主事） それでは音楽について、報告をさせていただきます。

現在使用している発行社は、教育芸術社であります。愛甲採択地区協議会では採択の対象となります教科書発行社2社のうち、半数以上の委員が教育芸術社を推薦しておりました。

委員の主な意見といたしましては、6年間を通して、系統的に音楽活動ができるよう構成されている。歌唱曲、器楽曲、鑑賞曲が関連しながらバランスよく選曲されている。楽譜が大きく見やすい等が出されました。

音楽についての報告は以上でございます。

○（井上委員長職務代理者） これより質疑に入ります。音楽についてご意見、ご質問がありましたら、お願いします。

○（榮利委員） 質問なんですけど。教育出版のほうの楽譜に、例えばト音記号だとか、色とかそれから模様がついているのはどういった意味があるんですか。

○（藤本指導主事） これは低学年の楽譜、2年生ぐらいだと思うんですが、音楽の五線すとか、ト音記号とかが黒ではなくて、青で印刷されている箇所がございました。これにつきましては、委員の中ではそこについての意図的なものがわかりづらい。恐らく鍵盤ハーモニカも青で塗られていたりしますので、これのための楽譜だろうということかなという推測がされますけど、それにしても、だからと言ってそれが必ずしもということであって、黒のほうが見やすいのではないかという意見がございました。

○（榮利委員） わかりました。

○（熊坂教育長） 教育出版のほうで、例えば「おぼろ月夜」なんか6ページぐらいにわたって出ていますね。そういうのに対して何か調査会で意見がありましたか。

○（藤本指導主事） 教育出版の特徴としては、その見開きのページですとか、写真のということではいいものが使われているという意見もありましたが、反面、今おっしゃったようなページの使い方で、例えば教科書の大きさではなくて、さらにもう1個開いての富士山の写真と、富士山の「絵画」があったりとかで、そこについてはインパクトはあるんですが、歌うときとか、授業中に使うときにはその辺が使いづらいのではないかということがございました。

以上です。

○（榮利委員） もう1個、質問になるのかどうかあれなんですけど。地区採択協議会で、もし何か意見があったら教えてください。これ、地区採択協議会の結果はほぼフィフティ・フィフティというか、5：5じゃないですけど、分かれていますね。音楽に関しては基礎的なことを重視するのか。芸術的なことを重視するのかという、この分かれ方だと思うんですが、それについて何か意見が出ていましたでしょうか。

○（藤本指導主事） 正直、音楽が一番皆さんの意見と方向性を出すときに議論がなされたところがございます。基本的には前回よりも教育出版さんのページ数とかふえて、充実してきたあたりですとか、そのあたりで非常に両方の選択でどうしていこうかという話がまず出ました。その中で結局、目指しますものが、要は教育出版のほうについても若干専門性が必要とされるところが多いのではないかと。つまり児童生徒の立場だけでなくありますが、先生方、どの先生にとっても、きちんと見て、しっかり教えていけるという面があるのは教育芸術社ではないかというようなところで、本当につくりの問題だと思うんですが、そのあたりで意

見が分かれたところとなっております。

以上です。

- （榮利委員）　じゃ、意見を述べさせていただきます。音楽については採択協議会でもいろいろ意見が出たということなんですが、私は教育芸術社を推薦したいなというふうに思います。一つの理由は6年間を通じて、採択協議会の中にも書いてありますけれども、系統的な、基礎的な音楽活動ができるように構成されているというところが一つです。

それからもう一つ、楽譜の数も教育芸術社のほうが30ぐらい多いですか。やはり楽譜が大きくて、見やすいというところも推薦の理由だと思いますので、教育芸術社を推薦したいなというふうに思います。

以上です。

- （平田委員）　それでは私のほうも、結論は教育芸術社でよろしいと思うんですけど。やはり6年間を通して、みんながわかっている曲をわかりやすく勉強しておくというのが一番無難というか、いいかと思いますし、この間も教科書を見ましたら、私たちが小さいときに耳にした曲がそのまま残っているのもありましたし、絵も写真等も会社によっては随分違っているのもありましたけれども、鮮明に写っておりました。先ほどちょっとポイントが違ってくるがありますが、それは芸術性と一般性という言い方をしておかしいですけど、一般的なことを重んじて、6年間を音楽の勉強として徹底して教えるということが教育芸術社の教科書と受けとめてよろしいわけですね。そういうことですね。そういうふうに見て思いますし、基本的なことをしっかり教えていくという意味では教育芸術社で私もよいかと思います。

- （井上委員長職務代理者）　先ほど意見の中でも出ましたけど、非常に協議会の中でも拮抗しているというか、ほとんど半々に近い状況になっていることはどちらもそれなりにいい部分がいっぱいあって、何らかの難しい教科書の選択になるのかなと思いますけれども、一つは中でも教育芸術社のほうの6年間を通して。先ほど出ていましたけれども、そこあたりの系統性の問題。それが非常に大きなポイントになっているのかなとも思います。それからこれはぱっと見た感じが、とても読みやすいというか、見やすいというか、すっきりしているというか、そんな感じも受けましたので、私も教育芸術社の、どちらかということになりますと、教育芸術社のほうになるかなというふうに思います。

ほかに質疑、意見は。よろしいですか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○（井上委員長職務代理者） 特にほかに質疑がありませんので、質疑を終結いたしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○（井上委員長職務代理者） ご異議ないものと認めます。よって質疑を終結いたします。

皆様のご意見を総合的に判断させていただき、音楽の教科書を教育芸術社といたしたいと考えますが、いかがでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○（井上委員長職務代理者） それでは、音楽は教育芸術社を採択いたすことに決定いたしました。

次に、図工について、報告をお願いします。

○（井上教育開発センター指導主事） 現在使用している発行社は、開隆堂であります。愛甲採択地区協議会では採択の対象となる教科書発行社2社のうち、協議委員の大多数が開隆堂を推薦しておりました。

委員の主な意見といたしましては、題材が6年間の系統性を見通して配置されている。児童の発想を大切に、学習を進められる。新しい材料を使った題材が豊富である等が出されました。

図工についての報告は以上でございます。

○（井上委員長職務代理者） これより質疑に入ります。図工についてご意見、ご質問がありましたら、お願いします。

○（平田委員） 質問なんですけれども、この採択のほうなんですけど、この中で自由度があるとともに、「振り返りの部分も必ずあるため」とあるんですが、この「振り返りの部分」というのはどのような、私も勉強不足なので。

○（井上教育開発センター指導主事） 教科書を見ますと、必ずこの一単元が終わった後、この左隅のところに「ふりかえってみよう」という部分がございます。

○（平田委員） そのことを言っていらっしゃるわけですね。

○（井上教育開発センター指導主事） はい。

○（平田委員） それが振り返りの部分ですね。

○（井上委員長職務代理者） いかがですか。

○（熊坂教育長） 協議会の報告等を見ていきますと、新しい題材と、題材の豊かさ、こういうものが、カリキュラムがあるようなことの記述があります。それと作品等はつくった場合

につくりっ放しというのはどうなのかな。ここでは振り返りというのをしているということは、自分が作品の評価をきっちりするというようなことが明記されているのかな。そんなことを思いまして、開隆堂でどうかなということを思いました。

○（井上委員長職務代理者） 日本文教出版のほうの意見の中に基本的な技法がじっくり学べるということで評価された方がいますが、これは当然開隆堂のほうにも基本的な技法はきちんと扱っていると思うんです。この方は、これは開隆堂と日本文教出版、比べたときには日本文教出版のほうにじっくり学べるという評価をしたというふうに見ていいんですか。この検討意見の集約者は。

○（井上教育開発センター指導主事） じっくり学べるということよりも、教科書のよさというものの自体を、比較ではなく、この教科書のよい点はじっくり学ぶことができるとしたものです。

○（井上委員長職務代理者） 当然、じゃ開隆堂にはそれが無いんだという言い方じゃないんですね。

○（井上教育開発センター指導主事） そうです。おっしゃるとおりです。

○（井上委員長職務代理者） これもかなりの大多数の方が開隆堂を推薦されている。その意見を読んでも、これ、開隆堂を推薦してもいいかなというふうに思いました。

質疑、そのほかありませんか。よろしいですか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○（井上委員長職務代理者） 特にほかに質疑がありませんので、質疑を終結いたしたいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○（井上委員長職務代理者） ご異議ないものと認めます。よって質疑を終結いたします。

皆様のご意見を総合的に判断させていただき、凶工の教科書を開隆堂といたしたいと考えますが、いかがでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○（井上委員長職務代理者） それでは、凶工の教科書は開隆堂を採択いたすことに決定いたしました。

次に、家庭について、報告をお願いします。

○（井上教育開発センター指導主事） 現在使用している発行社は、開隆堂であります。愛甲採択地区協議会では採択の対象となる教科書発行社2社のうち、全員の協議委員が開隆堂を

推薦しておりました。

委員の主な意見といたしましては、題材の内容がスモールステップで構成されており、児童の学習、教員の指導のどちらの面からもよい。時代に即したより新しい内容が扱われている等が出されました。

家庭についての報告は以上でございます。

- （井上委員長職務代理者） これより質疑に入ります。家庭についてご意見、ご質問がありましたら、お願いします。
- （榮利委員） 質問なんですけど、教科書の内容を見ますと、どちらのほうも、例えば自分の健康の話とか、物をどうつくるとか、裁縫の話とかいろいろ載っていますが、以前はこういう分野は家庭で教えていたことじゃないのという話があって、学校でこういうことも全部やってくれるんだねという話を聞いたことがあるんですよ。必要か、必要でないか別にして、その他のことがあります、今。携帯のこととか、ITだとか、いろいろな問題につながっていること、友達関係とか、親と子供の問題とか、そういった内容は教科書に載せなくていいのという意見は出なかったですか。
- （井上教育開発センター指導主事） はい。出ませんでした。
- （榮利委員） そこら辺が一番気になるところなんだけどね。余り先生に委ねても無理があるなという気はするんですけど。
- （藤本指導主事） おっしゃられたところにつきましてですが、家庭の教科書の中に、つまり家庭で取り組むべきことというので議論はなかったんですが、次の保健の部分では早発達とか、そういうときの悩みで若干、検討事項として挙がっておりました。
- （榮利委員） なるほどね。
- （井上委員長職務代理者） よろしいですか。
- （榮利委員） もう1ついいですか。2学年じゃないですか、家庭は。その後、中学校もありますよね。それにつながっていくようなことが教科書には欲しいねという話は出てなかったですか。
- （井上教育開発センター指導主事） というよりも、この家庭科の内容自体が、中学校にもございますので、もちろん内容はつながっております。
- （榮利委員） そういうことですか。わかりました。
- （井上委員長職務代理者） これ、全員が開隆堂を推薦されたようでございますので、開隆堂でよろしいんじゃないかというふうに思いますけども。

ほかに質疑等ありませんか。よろしいですね。

(「はい」と呼ぶ者あり)

- (井上委員長職務代理者) では質疑、ほかにありませんので、質疑を終結いたしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

- (井上委員長職務代理者) ご異議ないものと認めます。よって質疑を終結いたします。
皆様のご意見を総合的に判断させていただきまして、家庭の教科書を開隆堂といたしたいと考えますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

- (井上委員長職務代理者) それでは、家庭は開隆堂を採択いたすことに決定いたしました。
最後に、保健について、報告をお願いします。

- (板橋指導主事) 現在使用している発行社は、東京書籍であります。愛甲採択地区協議会では採択の対象となる教科書発行社5社のうち、全委員が第一推薦として、東京書籍を挙げておりました。

委員の主な意見といたしましては、1時間ごとの学習課題が明確である。記入欄が設定されており、言語活動の充実が図られる。心の健康面、防災・安全面への配慮も十分である等が出されました。

保健についての報告は以上でございます。

- (井上委員長職務代理者) これより質疑に入ります。保健についてご意見、ご質問がありましたら、お願いします。

- (榮利委員) 先ほどの生活の関連で保健のほうでは意見が出たと言われたんですけど、具体的にはどのような内容を載せるかという論議まではいかなかったですか。教科書に。

- (板橋指導主事) 載せるのは教科書会社のほうなので、載っている内容についての論議ということで、いじめなどについては、例えばアドバイスや相談の仕方などについて、東京書籍のほうではしっかり載っているというようなことが論議の中に出ました。あわせるような感じで、その一つ前の意見の段階として、心の健康という単元が保健の領域にはどこの会社でも、これは扱っているんですけども、というところがあって、そこの中で各教科書会社、いろいろ触れているんですけども、その扱い方のところで、扱い方としてどうなんだという意見があって、その中で先ほどのいじめの件というようなことが当然、現代的な課題ということで、どこの会社も扱ってはいるんですけども、その中でアドバイスの仕方、友達

へアドバイスをする仕方とか、相談をする仕方なんていうところについて記載されているところが評価されております。

○（榮利委員） わかりました。

○（平田委員） 先ほどもこの会議が始まる前に、教科書をまた見てきたんですけども、ちょうど保健のところでは指導主事とお話ししまして、薬物の内容はまだ教科書には上がらないんですかとお尋ねいたしましたら、それは中学校のほうで多分出てくるだろう。あるいはあれは教科外の道徳の時間とか、何かのときに出てくるんじゃないですか、ということでした。質問ですが喫煙とか、飲酒は小学生ではないかと思いますが、喫煙は意外に上のお兄ちゃんたちがいない小学生も平気で喫煙しますので、そういう意味では有害な喫煙内容を文教社は取り入れています、東京書籍のほうには入っているのでしょうか。

○（板橋指導主事） 喫煙、飲酒、薬物に関しての取り扱い、各社あります。ただ、扱う量については文教社は多いということは、そこにも書かれているとおりでと思います。ただ保健の学習時間が限られている中ですので、そこについては先日の委員会の中でも意見は出たんですけども、逆に情報量が多いということは、扱う時間が限られた中では教える部分では難しい部分もあるのではないかという意見もあわせて出ました。

○（井上委員長職務代理者） 学校では教科書になくても、飲酒、喫煙の指導は必ずするわけですね。教科の中ででなくともしている、教科書にあるかないかということとは別で、なくても必ずやっていることなんです、この表記でいくと、東京書籍も扱っているけれども、量が違うということなんです。扱っている量が違うというので、ここで片方は特色を持っているという意見なんです。

○（板橋指導主事） おっしゃるとおりです。文教社についてはとてもその部分は、確かに充実はしております。

○（井上委員長職務代理者） 結果についても、全員が推薦している。第一推薦で、全員が推薦しているということです。東京書籍でよろしいかというふうに思います。

ほかに質疑等ありますか。よろしいですか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○（井上委員長職務代理者） ではほかに質疑はありませんので、質疑を終結いたしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○（井上委員長職務代理者） ご異議ないものと認めます。よって質疑を終結いたします。

皆様のご意見を総合的に判断させていただきまして、保健の教科書を東京書籍といたしたいと考えますが、いかがでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○（井上委員長職務代理者） それでは、保健は東京書籍を採択いたすことに決定いたしました。

以上で、小学校11種目の教科用図書の採択についての審議は終わるわけですが、確認をいたします。

国語、光村図書。書写、光村図書。社会、東京書籍。地図、帝国書院。算数、東京書籍。理科、大日本図書。生活、東京書籍。音楽、教育芸術社。図工、開隆堂。家庭、開隆堂。保健、東京書籍。

以上です。

続きまして、中学校用教科用図書につきまして、審議に入ります。

事務局から説明をお願いします。

○（藤本指導主事） それでは、中学校用教科用図書の採択でございますが、この採択につきましては、法令及び文部科学省初等中等教育局長通知によりまして、学校教育法附則第9条の規定による教科用図書を除き、平成23年度に採択したものと同一の教科用図書を採択しなければならないことになっております。資料の8、9ページに、この平成23年度に採択をした発行者、そして採択理由につきましてを参照として載せさせていただいております。ここも踏まえまして、1ページでございますが、資料でございます中学校への教科用図書につきまして、引き続き採択をしてよろしいかということでのご協議をよろしくお願いをいたします。

以上です。

○（井上委員長職務代理者） これより質疑に入ります。中学校用教科用図書について、ご意見、ご質問がありましたら、お願いします。

○（榮利委員） まず22、23ページにある国語からずっとあるうちの問題点については、問題点として書かれているんですが、これはどのように変わっていくんですか。

○（藤本指導主事） 今、ご質問のありましたページにつきましては、現在の中学校の先生方が研究ということで挙げてきたものを取りまとめたものです。確かにこの白丸がすぐれた点、黒丸はやや課題がある点、あるいは問題点として表記をしているんですが、基本的に教科書が変わるということではないんですけれども、比較的挙げられておりますものは、全体的に

はこの教科書でよいのだが、さらにこういうことが改善されるともっと使いやすいのという
ような面での現場の先生方の声とさせていただければと思います。明らかにこれのために
今使いづらいとか、問題が生じているという面での黒丸はないものと捉えております。

○（榮利委員） はい、わかりました。

もう1年ありますよね。

○（井上委員長職務代理者） そうですね。

○（藤本指導主事） はい。来年が4年目、27年が4年目となります。

○（榮利委員） もう1個いいですか。以前にもお聞きしたんですが、中学校のICTとの関
連で、今現在採用している教科用図書1年間あるんですが、具体的な計画の落とし込みは、
今年度中にできると思うんですけど。

○（藤本指導主事） ICTとの関連ですか。

○（榮利委員） ええ。例えば各教科の中でICT教育に教材を移行して、27年度も同じ教科
書を使うので、この部分はICTでやっていこうとか、そういうことを計画して実施してい
くことは可能ですかという質問です。

○（藤本指導主事） 教科書については基本的には同じものです。その内容の中でICTの活
用ができる部分につきましてということで、これは町としての取り組みとなるんですが、中
学校についてはPCルームの機器とか更新を今年度されまして、非常に環境的に整っていま
すので、今、町のほうの研究部でも、そのあたりどの教科でどんなことで使えるかというこ
とを出しておりますので、そのあたり、来年のほうがことしよりも充実してという形で進め
ていく予定ではおります。

○（榮利委員） わかりました。

○（井上委員長職務代理者） よろしいですか。継続ということですので。

ほかに質疑はありませんので、質疑を終結いたしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○（井上委員長職務代理者） ご異議ないものと認めます。よって質疑を終結いたします。

それでは、中学校用教科用図書については資料の1ページ、2番に記載されておりますと
おり、同一のものを継続して採択をいたしたいと考えますが、いかがでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○（井上委員長職務代理者） ご異議ないものと認め、中学校用教科用図書については同一の
ものを継続して採択をいたすことに決定いたしました。

続きまして、学校教育法附則第9条の規定による教科用図書につきまして、審議に入ります。

事務局から説明をお願いします。

- （藤本指導主事） 学校教育法附則第9条に規定します教科用図書の採択につきましては、各教育委員会が毎年度異なる図書を採択することが可能となっております。各学校から希望があった図書の中から児童生徒の障害の状況や発達段階等を考慮しまして、適切であると判断した図書についての採択をすることとなっております。

資料の10ページをごらんください。町の教科研究会の報告でございますが、1ページの2の（2）及び（3）となります。平成26年度の愛川町教科研究会におきまして検討した結果、文部科学省の検定済みの教科書、下学年の使用、それから文部科学省自身が著作を持つ教科書（特別支援学校用）、そして③にあります、文部科学省のコード付きの一般図書、また、弱視用の拡大教科書、いずれにおきましても各機関等により調査研究が行われており、また使用実績等もあることから、平成27年度使用の学校教育法附則第9条による教科用図書として適当であると判断をしております。

また⑤として、その他、この④までに当たらないものでの学校からの推薦は、今年度はございませんため、採択の対象ではございません。

説明につきましては以上でございます。ご協議のほう、よろしく願いいたします。

- （井上委員長職務代理者） これより質疑に入ります。学校教育法附則第9条の規定による教科用図書について、ご意見、ご質問がありましたら、お願いします。

よろしいですか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

- （井上委員長職務代理者） 質疑はありませんので、質疑を終結いたしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

- （井上委員長職務代理者） ご異議ないものと認めます。よって質疑を終結いたします。

それでは、学校教育法附則第9条の規定による教科用図書について、資料の1ページの3番にあるとおり、採択をいたしたいと考えますが、いかがでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

- （井上委員長職務代理者） ご異議ないものと認め、学校教育法附則第9条の規定による教科用図書については、資料の1ページ、3番に示すとおり採択をいたすことに決定いたしま

した。

以上で、日程第4、議案第8号「平成27年度使用教科用図書採択について」の審議を終わります。

なお、ただいまの審議結果のとおり決することといたしますが、資料の4ページに記載されておりますとおり、「義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律」第13条第4項の規定により、当該採択地区内の市町村教育委員会は協議して、種目ごとに同一の教科用図書を採択しなければならないとなっております。先ほどの教育長の話もありました。

したがいまして、採択替えのありました小学校教科用図書につきましては、ただいまの採択結果が、清川村教育委員会の採択結果と異なった場合には、その種目について、教育委員長・教育長を愛川町教育委員会の代表とし、清川村と協議を行い、その協議の結果、決定された教科用図書を、愛川町教育委員会が採択する教科用図書とすることによろしいでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

- (井上委員長職務代理者) ではご異議ございませんので、清川村教育委員会と採択が異なった種目については、協議の結果をもって、愛川町教育委員会の採択結果といたします。

最後に事務局より、確認等お願いします。

- (藤本指導主事) 採択のほう、ありがとうございました。

清川村との協議につきましては、必要が生じた場合に行うこととなっております、この後、確認をいたしますが、先ほど教育長のお話がありましたように、もしも必要となった場合、明日を予定しております。

したがいまして、採択の結果につきましては、それ以降に公表することとさせていただきます。また、採択の理由につきましては、本日の議事録をまとめまして、次回の定例会でご報告をさせていただきたいと思っております。よりまして、教科書採択の全ての決定は、教科用図書の採択及び採択理由の両方をもって、正式の採択となりますのでよろしく願いをいたします。

また、採択の結果等につきましては、採択期限となる8月末までに神奈川県教育委員会のほうに報告をさせていただきます。ただし、教科用図書の需要数報告との関係がございますので、決定次第、小中学校には通知にて、恐らく7月末までに周知をさせていただくこととなりますので、あわせてご承知おきをいただければと思います。

採択事務に関する確認は以上でございます。ありがとうございます。

- （井上委員長職務代理者） それでは会議開始から、かなりの時間がたちましたので、ここで休憩したいと思います。

開始を4時5分にします。

（休憩）

◎日程第5

- （井上委員長職務代理者） 再開します。

次に日程第5、その他を議題といたします。

（1）県外交流事業参加者名簿についての説明をお願いいたします。

- （山田生涯学習課長） それでは、県外交流事業参加者についてでございます。

こちらにつきましては、ご案内のとおり、8月2日から4日にかけて、2泊3日で、友好都市の長野県立科町で青少年の県外交流を行うものでございます。このたび、参加者が確定をいたしましたので、本日ご報告をさせていただきます。

総勢、運転手を含めまして44名ということになります。熊坂教育長に団長を務めていただきまして、指導者が9名、青少年指導員が2名、各中学校の先生が1名ずつ3名です。それからシニアリーダー1名、ジュニアリーダーの高校生が2名、そして救護担当の看護師ですが、1名。

それから団員になりますけれども、今年度は27名でございます。まず愛川中原中学校の生徒が8名、愛川中学校が9名、愛川東中学校が10名。男女といたしましては、男16の女11ということになっております。学年で申し上げますと、1年生が14名、2年生が13名です。

それから事務局といたしまして、生涯学習課で4名、参加いたします。

それから今年度はマイクロバス3台という形になりますので、運転手3名を含めまして、総勢44名となっております。大変申しわけないのですが、この表の一番下のところに参加者の内訳人数が書いてありまして、合計のところは45名と記載をできてしまっております。申しわけございません。合計44名でございます。

なお、立科町の中学校の生徒さんの参加人数でございますが、現在のところ10名というところで報告を受けております。

以上でございます。

- （井上委員長職務代理者） 説明は以上であります。

これより質疑に入ります。ご質疑、ご意見等ありましたらお願いいたします。

- （平田委員） これ、どのようなことをやっていらっしゃるんですか。毎年。主に。向こうのお子さんたちと交流……
- （山田生涯学習課長） 主に、まず1日目はこちら朝出まして、お昼に立科中学校のほうに到着して、そこでお昼を食べながら、当日が立科えんでこ祭り、お祭りの日になっています。そこのお祭りの会場でよさこい立科という踊りを踊ると、御神輿をかつぐということになっております。これを立科の中学生と一緒にになりまして、踊りと御神輿で参加をいたしております。当日、泊まるのは愛川の子たちだけで泊まりまして、立科の子は自宅に帰る。二日目ですが、今年度もオリエンテーリングといたしますか、御泉水自然公園というところに、朝から立科の中学生とこちらの中学生、一緒にになりまして、グループ分けをいたしまして、グループごとに公園内のポイントを、クイズをしながら回って歩くというようなことをやります。それが終わりましたら、お風呂へ入って、泊まりがユースホステルになりますので、そちらに行って、バーベキューをしたり、夜のキャンプファイアを行います。グループ分けをしておりますので、その子たちでスタンプ、自分たちでどんなものを作るかを考えて、立科の子と愛川の子が一緒になったグループで発表をします。2泊目は立科の子も一緒に愛川の子と泊まるということです。三日目の朝は起きました後、出発する前に、付近のごみ拾いなどを一緒にして、そこで別れて帰ってくるというような予定となっております。

以上であります。

- （井上委員長職務代理者） これ、参加者の2年生は、1年生のときに行ってもいいんでしたっけ。2年続けて。
- （山田生涯学習課長） 続けて、希望者が多い場合は初めて行く方を優先しております。今回定員に満たないところがありましたので、実際、中原中で2名、愛川中で1名、東中も1名、4名が昨年も参加しております。
- （平田委員） 立科町のお子さんがこちらに来るということはないんですか。
- （山田生涯学習課長） それは今まではございません。
- （平田委員） 愛川は予算があるんですね。行けるということは。
- （井上委員長職務代理者） よろしいですか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

- （井上委員長職務代理者） では、ほかに質疑がありませんので、質疑を終結いたしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○（井上委員長職務代理者） ご異議ないものと認めます。よって（1）県外交流事業参加者名簿については、ご承認をお願いいたします。

本日の案件につきましては、全て終了いたしました。

各委員からご意見、ご感想等ありましたら、お願いします。

よろしいですか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○（井上委員長職務代理者） では特にご意見等ありませんので、事務局のほうで何かございますか。

○（事務局） 特にございません。

○（井上委員長職務代理者） それでは、以上で7月定例会の議事日程が全て終了いたしましたので閉会いたしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○（井上委員長職務代理者） ご異議ないものと認めます。

よって、7月定例会を閉会いたします。

長時間にわたり、大変ご苦勞さまでした。

愛川町教育委員会会議規則第19条第2項の規定により、ここに署名をいたします。

平成26年8月25日

職務代理者

井上 正博

教育委員

平田 明美

教育委員

榮 利隆一

教育長

熊坂 直美

調整職員

馬場 貴宏